

中世イングランドにおける 労働立法の一考察

小宮 文人

はじめに

本稿は、1349年・51年労働者規制法、1563年職人・徒弟規制法及び同時期の諸救貧立法の立法背景、立法目的及びその内容について考察するものである。本稿執筆の契機は、わが国の労働法の比較対象としてイギリス労働法を研究してきた過程において、現在のイギリス労働法の体系や諸制定法規のあり方がその発展の歴史とどのように結びついているか、労働法にコモン・ローの諸原則がどのように機能し、制定法とコモン・ローとがどのような相互関係に立っているのかといったことを慎重に考慮しなければ、意義ある制度的比較や機能的比較¹ができないことを痛感したことにある。

そもそも、何処の国の法律も、その社会規範・制度及び社会的文化的観念との相互関係の下に形成されてきたものであり、その国における現行の法制度をよく理解するためには、当該法制度の形成過程とその基盤としての社会的文化的背景を踏まえることが不可欠といえるであろう。しかし、イギリスを比較法的研究の対象とするには、これに加えて、法系の違いという大きな障害が立ちはだかっている。すなわち、わが国の法制は、明治

1 木下毅「英米契約法における錯誤(1)」立教法学12巻16頁(1972年)16頁以下、17頁。

中期の法典編纂において大陸法を継受し、第2次大戦後合衆国憲法をはじめとするアメリカ法の影響を受けてきたとはいえ、基本的には大陸法系の独仏、特にドイツ法の影響を受けて発展した²。英米法はゲルマン法をベースに発展した判例法（コモン・ロー）であり、ローマ法を継受した大陸法とは異なった法原則や法原理が多数存するのみならず、前者は演繹的な思考を重視するのに対し、後者は帰納的な思考を取る傾向が強い。

確かに、産業化や経済のグローバル化により各国の労働関係の実態³と法は同一方向に収斂しつつある⁴。また、イギリスでも、労働法の規制は、今日、労働立法（制定法）によってなされており、形式的には、とくにEU加盟以降他の西ヨーロッパ諸国と類似のものとなっている。しかし、上記の法系上のギャップは、イギリス労働法を比較研究する場合にも大きな障害となることは明らかである。なぜなら、その制定法によって構築されている基盤はコモン・ロー契約法にあり、その解釈は終局的にはコモン・ロー裁判所によるという制約を免れない。のみならず、イギリスの労働関係の法的規制は中世の統一的労働者規制立法によって始められ、そこに現れた雇用関係の在り方を契約法理に取り入れたコモン・ロー雇用契約法理が形成され、これとは別に、労働者保護を目的とした個別的労働関係法規と労働組合の活動に対する免責を定める集団的労働法規が制定されてきた。その結果、イギリスにおける労働関係は、コモン・ロー上の規制と救済と制定法上の規制・救済とが併存し、別々ないし重疊的に適用されているのが実態なのである。

上記のことに鑑みると、比較対象として現代イギリス労働法を研究する

2 五十嵐清『比較法入門（改訂版）』（一粒社、1972年）107頁。

3 R. Blanpain, *Comparative Labour Law and Industrial Relations*, (Kluwer, 1982), p. 3.

4 石井照久『新版労働法』（弘文堂、1971年）24～5頁は、労働法の同一方向への収斂傾向並びに労働状態改善と公正競争確保のための国際的な統一努力が存在することを指摘した。

ためには、個々の制定法規の目的や規制・救済方法のみならず、当該法規とコモン・ローとの相互関係を踏まえた理解が不可欠であるということになる。しかも、イギリス労働法におけるコモン・ローと制定法の関係は、中世以降の長い歴史の中で築かれてきたものであることから、その意義を正確に理解するためには、イギリス労働法の歴史に遡る必要がある。

本稿は、こうした発想に基づいて、その一部として、イギリス労働法形成の黎明期にあたる中世の封建制期から絶対王政期までのイギリス労働法を考察対象とするものである。ただ、この時期にあっては、未だ現代的な意味におけるコモン・ロー上の雇用契約法理はもとより、捺印証書のない諾成契約の違反については訴訟を開始する令状も存しない状況であったことから、制定法とコモン・ローとの相互関係についての考察は限定的とならざるを得ない。しかし、この時期の労働立法は、その後のイギリスのコモン・ロー雇用契約法の展開に決定的な影響を与えたものであり、イギリス労働法を研究する上で極めて重要である。なお、この時期の労働立法は、その目的と機能において、貧民・救貧対策と相補的な関係を有していたと考えられることから、同時代の救貧法をも考察の対象とする。具体的には、イングランドの封建制期と絶対王政期の本格的な労働政策立法である1349年・1351年労働規制法（Statute of Labourers, 23 Edw. 3, and 25 Edw. 3, Stat. 2）と1563年職人・徒弟規制法（5 Eliz., c. 4）並びにこれらに密接な関係のある救貧法を対象とする。また、古い歴史を遡るため、これらの法律の制定された社会・経済的な時代背景について概観することとした。本稿がイギリス労働法の比較法的研究の一助となることがあれば幸いである⁵。

5 イギリス労働法の制度と文化との相互循環的な被規定性を多少とも視野に入れたものとした。広瀬清吾「法の比較研究についての方法的考察」『比較法学の課題と展望』（信山社出版、2002年）27頁以下、52頁参照。

第1節 封建制期の労働法—1349・51年労働者規制法

1 時代背景

現在のイギリス労働法の理解のために必要な限度でイギリス労働法の発展史を遡るとすれば、1349年のエドワード3世の治世における1349年労働者規制法及び1351同第2法から始めるのが妥当と思われる。この法律は、イングランドにおける初めての本格的な労働立法であり、その基本的な仕組みは、エリザベス時代の職人・徒弟規制法、さらには、一連の主従法及び団結禁止立法へと引き継がれた。そして、それらの労働立法は、後の雇用契約・労使関係の判例法（コモン・ロー）の形成及び雇用保護立法や労使関係立法に繋がっていったと考えられるからである。

さて、1066年のノルマンディー公ギヨム2世によるイングランド征服以前、イギリスの人口の3分の2が奴隷の状態であり、14世紀に至っても荘園領主による奉公人（サーバント）の贈与や売買が残存していたといわれる⁶。奴隷は先住民などの各種の人種に由来していたようである⁷。やがて奴隷制が薄れていくにしたがい、それに代って、領主に作物を貢ぐ代償として農地を耕したり、領主に賦役を提供する農奴（villein）が荘園労働力の中心となる。荘園の借地人達は、自由民（freemen）と農奴に分かれていた。農奴は、領主から与えられた保有地で生計を立て、領主はその保有地替えはできたが、召し抱えて居所を与えない限り、ほとんど農奴から利益を上げることはできず、売買市場も存しなかった⁸。農奴は、その領主との関係では不自由であったが、荘園の共同社会慣行により他の者に対しては自由であった⁹。また、一定の場合には、自由民との結婚により自

6 G. Nicholls, A History of the English Poor Law, Vol. I (London, 1854), pp. 15-16.

7 Ibid. at p. 36.

8 W. Holdsworth, A History of English Law, Vol. III (5th ed.) (London, 1942), p. 492.

由民となることもできた¹⁰。そうした農奴とは別に、荘園の領主直営耕作地には、11世紀—12世紀には犁耕夫 (bovarii) ないし小屋住 (cotter) と呼ばれる奴隷に近い雇用労働者がおり、13世紀には地代免除の極狭い賦役保有地を保有しながら直営地労働で賃金を得る奉公人、賃労働だけで生計をたてる常用労働者、短期間荘園の外から雇われる石工、大工、タイル工、屋根葺き工などの手工業者、賃金・衣食を支給される常用労働者などがいたがこれも農奴以下の不自由民であったとされる¹¹。

12、13世紀ごろには、三圃制の普及や農具の改良等に農業生産力が向上し、貨幣経済が広がっていくにつれ、荘園が貨幣経済に巻き込まれていった。そして、荘園体制下の貨幣経済が進行すると、農奴は次第に領主に対する人格的な隷属から解放されて小作人や自営農民に代わっていった。固定した貨幣地代のみを負担させる荘園も増加し、農民間での慣習的保有地が一定の制約の下に譲渡や売買されるようになり、裕福な農民層が増加し、自由な賃金労働者を雇用するようになっていった¹²。ところで、当時、荘園領主は国王大権によって荘園裁判所の裁判権を賦与されていた。そして、国王の裁判権の最末端を担う荘園裁判所で取り扱われていたのは、農奴保有地の譲渡禁止、農奴の土地への緊縛、地代取立強制という領主対農民の事件であった。13世紀中葉には、農奴間での保有地の譲渡、売買、貸借が行われており、紛争も荘園裁判所で争われていたが¹³、領主との争いは、

9 Ibid. and J. H. Baker, *An Introduction to English Legal History* (4th ed.) (Butterworths, 2002), p. 468.

10 Baker, *op. cit.*, p. 471.

11 武居良明『イギリス封建制度の解体過程』(未来社, 1965年) 154頁-156頁。なお、吉岡昭彦「イギリス封建制の諸問題」福島大学商學論集28巻1号(1959年) 188頁, 211頁-216頁も参照。

12 武居・前掲書152頁。

13 不住民の農奴は、国王裁判所には上訴できなかった。加藤哲実『宗教的心性と法』(国際書院, 2013年) 42頁参照。なお、同書は、中世イングランドの荘園法及び荘園裁判所手続のみならず地方の慣習と法に詳しい。

不自由民（訴権はなく、法的能力もない）は国王裁判所に訴えることはできないから、彼らが不自由民とされると領主が永久没収することができたとされる¹⁴。

13世紀から14世紀中葉までの間、イギリスの人口が膨大化して、荘園の人口が過剰となり、都市に移動する者も増え始めた。自由を求め領主による土地の緊縛を逃れるために荘園から不法退去する農奴が出てきた¹⁵。逃亡農奴の中には、自由な労働者として富裕農民に雇用される者も増加した¹⁶。当時、通常1年1日を過ぎて逮捕されず都市に滞留できれば、農奴身分を解放されて自由民となり得た¹⁷。その期間を過ぎると封建領主は連れ戻し権を失うとの慣行があったといわれる。また、農奴身分から解放され、領主の経済的庇護を失う者も増加した。こうして、領主の庇護を失いあるいは緊縛から逃れようようとして物乞いや浮浪に至り、生活の糧が得られず暴徒化する者も増加した¹⁸。このような浮浪者の救済は主に教会の施しによっていたが、治安上の問題から、国王は法律により矯正の対象とするようになる¹⁹。

13世紀の中葉、イングランド南東部に集中する大規模荘園地域では、毛織物工業が発展し交易、外国貿易が展開し、大領主による大規模な牧羊が行われ、その取引によって、13世紀末には富裕商人達が台頭してきた。14世紀には、これらの地域は都市化して、遠隔貿易に従事し、国王と取引して納税と引き替えに貿易に関する特権を獲得した。地方権力を弱体化し王

14 武居・前掲書57頁-58頁、W. Holdsworth, *A History of English Law*, vol. 3 (5th ed.), (London, 1942), p. 492.

15 武居・前掲書60頁。なお、同書では「農奴」ではなく「隸農」としている。

16 武居・前掲書143頁。

17 Nicholl, *op. cit.*, p. 58, Baker, *op. cit.*, p. 471, 大野真弓編『イギリス史（新版）』（山川書院、1973年）83頁-96頁。

18 榎原朗『イギリス社会保障の史的研究 I』（法律文化社、1973年）15-16頁。

19 Nicholl, pp. 30-34.

権を安定するためにも、国王が特許状を通じて都市に自由を与える必要があった²⁰。もっとも、世俗的又は宗教的領主達の特許を得て建設された領主都市もかなり存在した。これらの都市の保有地は、固定的貨幣地代に基づいて保有され、農奴保有地に比べ譲渡の自由が広く認められていた。固定的貨幣地代は、都市市民に時間的、空間的に商工業活動に有利なものとなり、保有地譲渡の自由と相まって、保有地の分化が促進された。屋敷と土地を分離取引できるようになったり、土地保有と市民としての資格が分離されるようになったりした²¹。

こうした中で、都市においては、商工業が成長・分化して、商工業者のギルドが発展してきた。ギルドはキリスト教の信仰をベースとする友愛・相互扶助の任意団体として生まれたものともいわれるが、基本的には同業者の利益保護集団である。商業者のギルドはアングロサクソンの時代から存在し、国王から特権を与えられていたが、クラフト・ギルドは、その商業ギルドの中から特定業種の職人たちが結成し、独立又は追放され、後に都市から承認されるという形で登場したものである²²。クラフト・ギルドは、自身の原材料を用いて製品化し、それを顧客に売る親方手工業者（職人）からなる利益団体である。その数は、12世紀後半には着実に増加し、13世紀には商業者のギルドが衰退し、クラフト・ギルドが都市の政治を左右する勢力となった。14世紀には、都市における同種の職業を統制し、その市場を独占していった²³。地方都市では、ギルドの徒弟さえも、市民資格を認められるようになったといわれる²⁴。15世紀になると、その権力行

20 武居・87頁-88頁。

21 武居・81頁-82頁，92頁。

22 星川長七「英国における企業の生成とその法規整」早稲田法学34巻3 = 4号（1959年）71頁以下，86～95頁，出羽秀明「中世 Bristol の毛織物工業」東海学園短大紀要31号（1996年）13頁以下）。

23 詳細は，S. Kramer, *The English Craft Guilds and the Government* (AMS Press, 1968)。

使の濫用が目立ち始め、クラフト・ギルドの有害な規約を規制する法律が制定され、都市の承認を得ることが必要となった²⁵。

上記のような貨幣経済（封建制の衰退）の進行の中、1337年には英仏戦争が勃発し、すでに戦費課税により農民の労働力は弱体化していたところ、その約11年後には猛烈な黒死病（ペスト）が流行し、これによってイギリスの人口の少なくとも20パーセントが失われた²⁶。その結果、農村や都市における極端な労働力不足が発生し、労働賃金の高騰が生じた²⁷。1349年・1351年労働者規制法（Ordinance of Labourers 1349 and Statute of Labourers 1351）が制定されたのは、まさにこの時期であった。領主の農奴に対する土地所有関係と身分法的な支配は、12、13世紀から分離し始め、自由民が農奴的な不自由保有条件で土地を保有し、農奴が自由土地保有を行うことも法理上認められ始めていたが、農奴の自由化は進み、14世紀末には農奴制が崩壊していき、16世紀末には完全に消滅した。この時期は、農奴的土地保有が贍本保有権になっていく過程とほぼ重なっているようである²⁸。望月教授によると、中世半ば以降、土地所有法は、自由保有権、定期保有権及び贍本所有権の3つの権利範疇で展開され、贍本保有権は、領主に意思において、荘園の慣習に従い、荘園裁判所の記録の贍本によって土地を保有する権利とされる。なお、黒死病による農業人口の激減及び小作料軽減や農奴制廃止を要求したワットタイラーの乱等も、この農奴制の崩壊に拍車をかけたことはいままでもない²⁹。同時に、この状況は労働

24 E. F. Heckscher, *Mercantilism* (English version), Vol. 1 (London, 1935), p. 237.

25 Kramer, op. cit., at pp. 45-59.

26 大野編・前掲書99頁。

27 小山路男『イギリス救貧法史論』（日本評論新社、1962年）は、ペストによる死亡は全人口の3分の1、農村労働者の賃金上昇は50%とする（24頁）。

28 望月礼次郎「贍本所有権の近代化—イギリス土地所有法近代化の一断面(1)」*社会学研究*第11巻1号（1959年）1頁以下、26頁。

29 染谷孝太郎「イギリス自営業農民の研究」*明大法学論叢*6巻1～3号（1977年）17頁以下、20頁、24頁、武田久義「イギリスにおける食糧危機とその克服」*桃山学*

の価値を著しく高め、貧農たちが農奴の所有地を捨てて賃労働者になること、賃労働者たちが賃金のより高い雇用に移動する潮流をつくり出した。1349年労働者規制法はこうした状況の下で制定されたのである。

2 同法の内容と意義

1349年労働者規制法の序文は、次のように論じていた。すなわち、「多くの人々、特に労働者（workmen）や奉公人（servants）が最近黒死病のために死亡したため、雇主の需要及び奉公人の圧倒的な欠乏を知る多くの者は、過剰な賃金を得られない限り働かず、ある者は働いて生計費を得るよりは怠惰に物乞いしたいと思っている。我々は農夫と労務者（labourers）の不足がもたらす重大な不都合を考慮して、熟慮の上、我々を支える聖職者と貴族及び有識者たちとの相互助言の盟約に基づいて、次のとおり命ずる。」と。そして、同法は、下記のとおり強制就労条項、契約条項、賃金・価格条項及び喜捨禁止条項を定めた。しかし、1351年には、これらの規制では不十分として、同年制定の法律第2号（以下、「第2法」という）が1349年法の規制を強化した。その理由を同法序文は次のように記している。すなわち、「一般市民の訴えにより、上記法律を無視した上記奉公人たちが上記のエドワード治世第20年又はそれ以前において支払われた仕着せや賃金の2倍ないし3倍の額を支払わない限り、……身分の高い者その他の者に対する就労を放棄し、それが、身分の高い者に多大の損害を与え、一般市民を窮乏化させる、それゆえ一般市民が救済を求めていることが本国会において国王の理解するところとなった」（1351年法律第2号序文）からであると。

1349年・51年法の概要は次のとおりである。

(1) 強制就労条項

「自由民・不自由民を問わず、身体健全かつ60歳以内であり、商売で身を立てず、職をなさず、自己の生業を持たず、耕作する土地を持たず、他人に仕えていない……イギリス王国の全ての男女は、就労請求者の求めに従って就労しなければならず、またエドワード3世治世第20年（1346-47年）又はその5、6年前において就労場所で支払われることになっていた賃金（wages）、仕着せ（livery）、報酬（meed）又は俸給（salary）のみ得ることができる（本節では、これらを「慣習的賃金額」と呼ぶこととする）。但し、常に、領主は、その不自由民又は借地人については、優先的請求権を有する。……「就労要求された男女が要求どおり就労せず、そのタウン（town）の州長官（sheriff）（又は、執行吏（bailiff）……又は治安官（constables））のもとで2名の信頼できる者によって証明された場合には、……投獄される。」（1349年法第1条）

さらに、51年第2法は、日雇雇用を禁止し、1年又はその他の期間の年季雇用契約を強制し（第2法第1条）、農作業の最高賃金額が法定され、冬季に仕事のため居住していたタウンから夏季に他地域に移動することを禁止した（同第2条）。これに違反する労働者は最低3日間の晒し台刑（the Stock）又はその者が合意するまでの投獄刑（the Goal）に処したのである（同条）。なお、「仕着せ」とは、食料品、とりわけ、小麦を意味していた。小麦の評価額も上限が決まっていた³⁰。

これらの規定は、身体健全な者の就労強制により不足する農村労働力を確保することと、賃金を慣習的賃金額に固定して、労働力不足による賃金の高騰を抑制することを目的としたものと思われる。不就労者に対する就労強制の優先的請求権が領主に与えられていたが、封建領主の荘園維持の必要性を超えるものではなかった。

30 Adam Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, Vol. 1 (1st ed.) (London, 1776), p. 222.

ところで、ここで留意すべきこととして、次の点が挙げられる。一つは、農奴の身分の者は、前記のとおり、もともと荘園を自由に離れることはできなかったのであるが、その違反を取り扱っていたのは荘園裁判所であったことである。もう一つは、従来、地域移動が自由だった自由民たる労働者も、その移動する自由や浮浪者となる自由まで刑罰をもって禁止されてしまったことである。なお、従来から、契約違反に関しては、後述の治安判事の裁判によらずとも、荘園裁判所や百戸邸裁判所等の地方裁判所で損害賠償訴訟を提起することはできた³¹。

(2) 契約条項（職場放棄禁止条項）

「収穫夫 (reaper), 刈取夫 (mower) その他の労働者 (workman) や奉公人 (servant) は、その場所や条件にかかわらず、その合意された期間 (the term agreed) の満了する前に、正当な理由や許可なくその雇主のもとを離れるならば、投獄の刑に処せられる。……」(第2条) なお、本条には、規制対象に「徒弟」が明記されていないが、国王裁判所はこれを「奉公人」に含める解釈をしていた³²。

この規定は、決められた雇用期間中の雇用からの離脱を刑罰をもって禁止するものである。この雇用期間は雇主と労働者との合意で決められていたが、この労働者側の合意違反のサンクションは刑罰であったことを意味する。ところで、この労働者と使用者の合意（契約）が、本法上の法的根拠になることは、実は、当時としては、無視できない法的な意味があった。というのは、当時はコモン・ロー上、国王裁判所の民事訴訟において純粋な合意のみに基づいて特定履行や損害賠償を請求することはできなかったからである³³。この点の詳細については、別稿に期すことにするが、若干、

31 B. H. Putnam, the Enforcement of Statutes of Labourers, (edited by Columbia Univ.) (London, 1908), p. 157.

32 Ibid., at p. 185.

説明しておく、当時、合意違反を理由とする訴訟は、カヴァナント訴訟（合意遵守訴訟）と呼ばれ、カヴァナント令状によって開始された。この国王裁判所における訴訟は、その合意が捺印証書を伴うものでなければ維持できなかつた。そして、本法に基づく国王裁判所での争い事項としての合意は書面に基づくものではない。ところが、侵害訴訟という形ではあるが³⁴、国王裁判所は、この種の全くの口頭の合意を締結するだけで、実際に役務が開始されていたときでさえも、損害賠償を求めるコモン・ロー訴訟を維持したのである。例えば、1409年の判例において、Hankford 判事は、「奉公人が私のところを去っても私はコモン・ロー上訴えることはできない。奉公人と私の契約は概してカヴァナントの性格のものであるから、捺印証書のない契約に基づいては訴訟ができなかつたからである。しかし、本法は非違行為に関して定められたものであるから、訴えはそれに基づいてなされたのである。」と論じている³⁵。実際、本法第2条の合意の効力をめぐって、証人が召喚されたり、宣誓が行われた事例はほとんどないとされている³⁶。しかし、本法では、日雇いが禁じられているため、一日ないし数日しか雇わない合意であることを立証すれば、本法に基づく訴訟として維持することはできなかつた。なお、前記のように、当時、地方裁判所では、捺印証書がなくても契約違反に対する損害賠償請求はなし得た。このため、以前から、奉公人の期間途中の逃亡や他の雇主による奉公人のはく奪（enticing）等に関する訴訟が荘園裁判所に提起されていた。パトナム氏の研究によれば、本法に地方裁判所の管轄権の定めがないにもかかわらず、本法に基づく損害賠償請求が地方裁判所にも提起されていたとい

33 Baker, *op. cit.*, p. 318-21.

34 *Ibid.*, at p. 333.

35 JH. Baker & S. F. C. Milsom, *Sources of English legal History, Private Law to 1750* (Butterworths, 1986), p. 379.

36 Putnam, *op. cit.*, p. 190.

うのである³⁷。

(3) 賃金条項・価格条項

「何人も如何なる奉公人に対しても慣行的賃金額を超える賃金，仕着せ，報酬又は俸給を支払い，又は支払う約束をしてはならない。また，如何なる者も他のいかなる形においてもそうした額を要求又は受領してはならない。そうした支払い，約束，要求又は受領する場合には，超過金額の2倍額の罰金が科せられる。……」(第3条)。また，タウン(town)及び荘園の領主が慣行的賃金に違反すると3倍額を没収され(第4条)，手工職人(馬具職人，革職人，鍛冶職人，仕立職人等)が慣行的賃金に違反すると投獄される(第5条)。

これとは別に，食品を販売する職人(肉屋，魚屋，パン屋等)が合理的な価格以上の価格で食品を販売した場合は，その額差額の2倍額を支払わなければならない(第6条)と定められている。これは，価格条項と呼ばれているが，その実質は，手工職人の報酬と類似の意味をもっていた。手工業職人の多くは独立自営者であったからである³⁸。第2法第3条が大工，石職人，タイル職人その他家屋建築労働者の日雇いを禁止しそれぞれの最高報酬額を定めた。

これらの規定は，農業労働者のみならず都市の職人たちの賃金・価格の高騰を抑えるための方策として，労働者側の要求を規制するのみならず，支払う側のそのような要求受入れの規制が必要であったこと，及び食品価格の高騰にも対応せざるを得なかったほどに，経済的統制の必要が深刻であったことを示している。もっとも，本法制定以前に，賃金条項・価格条項がなかったわけではない。実は，クラフト・ギルドによる同様の規制と

37 Ibid., at p. 163.

38 岡田与好『イギリス初期労働立法の歴史的展開』(御茶の水書房，1968年)70-71頁。

その都市による承認があったといわれるのである。そこにおいても、慣行的価格を超えた価格での取引に罰則が適用された³⁹。したがって、本法の意義は、国家法によって、全国的に、クラフト・ギルドに属さない職人のみならず農業労働者にも慣行的額のみならず法定最高額を強制したところにあるといえる。

(4) 喜捨禁止条項

「物乞いするだけで生計を立てることができる多くの乞食は、就労を拒否し、自らを怠惰かつ不徳に晒し、ときとして窃盗その他の忌まわしいことを行うから、彼らの生活の必要のために労働せざるを得なくするため、何人も同情や施しの名のもとに彼らの欲するように物を与えるれば、投獄の刑に処せられる。」(第7条)

この規定は、当時、教会を中心とする浮浪乞食に対する施しが一般的になされていたことから、労働力の欠乏のなか、これらの者の労働力化を促進する必要があったことを物語るものである。

(5) 治安判事 (Justice of Peace) による規制

ところで、上記のような国家的規制を実効あらしめるため、エドワード3世は、従来、封建領主の管轄下にあった荘園裁判所等の地方裁判所に代えて、中央集権的な行政機関としての性格を有する治安判事を配置して、労働者規制法などに関する裁判等を行わせた。この治安判事は、プランタジネット朝による王国の統一と中央集権化の重要な手段の一つと位置づけられるものである。すでに1195年リチャード1世の頃、大法官ヒューバート・ウォルターが王国の秩序維持を宣言し、各州の騎士たちに治安維持を宣言させ、各州長官の警察業務に協力させようとし、エドワード3世の治

39 Putnam, op. cit., at pp. 155-56).

世に至って、前述のような対仏戦争や黒死病の影響で治安問題が深刻になると、王国の会議体参加者である騎士達が治安維持のための判事に任命されるようになった(1 Edw. 3, c. 16)。こうした起源から⁴⁰、中世における治安判事は、国王に対して責任を負うものとして、大法官によって、主に騎士やジェントルマン階層から選任され刑事事件を担当することとなった裁判官である。今日でも、広く市民から任命された法曹資格を有しない素人判事である治安判事(16世ごろから Magistrate とも称されるようになった)が治安判事裁判所(Magistrates' Court)において刑事事件を担当している。「治安判事」という名称の起源は、エドワード3世の治世に制定された1361年治安判事法(Justices of the Peace Act 1361 (34 Edw. 3, c. 1))にあり、同法によって、治安判事が永続的な警察・行政機関として確立されたとみられている(なお、1388年ケンブリッジ法第10号(12 Rich. 2, c. 10)は、治安判事による裁判の地域及び頻度を拡大した)。初めのうちは、治安判事の選任権や権限拡大に対する封建領主によるかなりの抵抗もあったといわれる⁴¹。1349年法以降、治安維持に加え同法の執行の任務を負うことになった⁴²。絶対王政が確立されたエリザベスの治世には、治安判事は、306にも及ぶ法令の規制に携わったといわれ、徒弟制度の維持、浮浪者の取り締まり、クラフト・ギルド規制、貧民救済、刑事犯の処罰(後述するエリザベス職人・徒弟規制法をはじめ、主従法、団結禁止法の違反者処罰を含む)等広範な権限(行政及び司法的権限)を有し、その重要な仕事は、原則として年4回開催される四季裁判所(quarter sessions)で行われていた⁴³。

40 この起源の詳細については、Holdsworth, A History of English Law, Vol. 1 (3rd ed.) (Boston, 1922), pp. 286-292参照。

41 詳細は、C. A. Beard, The Office of Justice of the Peace in England, (London, 1904) 参照。

42 詳細は、Putman, op. cit., pp. 9-26.

43 今井宏編著『世界歴史体系：イギリス史2』(山川出版、1990年)97頁(小泉徹

ところで、上記のような国王による封建領主の所領に治安判事の設置開始の時期は、1066年のノルマン征服王朝以降の国王裁判所を通じたイングランドの法律による国家統一の流れと符合するものである。同王朝は、国王裁判所（King's Court）及び巡回裁判所（Circuit Court＝国王の家臣が地方を巡回する裁判所であり、1215年のマグナカルタには、年4回各州に裁判官2名を派遣する旨の定めがある）を設け、王権に関するものを除き、既存の法律慣習を形成するという手法でコモン・ローの基礎を造った。12世紀後半、ヘンリ2世の治世には、不動産、金銭債務及び犯罪に関する管轄権の教会裁判所から分離させ、国王裁判所の管轄とした。そして、13世紀から14世紀の間には、国王裁判所の組織として、人民間訴訟裁判所（Court of Common Pleas＝不動産と金銭債務を管轄する）、王座裁判所（Court of King's Bench＝刑事及び不法行為を管轄する）及び財務裁判所（Court of Exchequer＝初めは国王の財政のみ、後に不動産訴訟以外の民事訴訟も管轄する）の3つの上級裁判所が作られたのである⁴⁴。しかし、14世紀の段階では、国王裁判所が非自由又は半自由民の事件を取り扱うことはなかった。また、前記のとおり、当時は、カヴァナント訴訟には、捺印証書が不可欠であったから、自由民に関しても、国王裁判所での訴訟は困難であった。

労働者規制法は、こうした流れの中で、封建領主が管轄権を与えられていた荘園裁判所等の地方裁判所ではなく、国王がその直属の官吏、すなわち、治安判事を通して、生産に従事する非自由又は半自由民の農業労働者に関わる法的問題を直接的に掌握することを可能にした国家法となったのであり、王国の法的な国家統一ないし法の支配において極めて重要な意義

執筆部分)。なお、具体的な仕事については、W. Lambard, *The Office of Justices of Peace* (Newbery, 1588)。

44 J. ベイカー（小山貞夫訳）『イングランド法制史概説』（創文社、1975年）10～12頁、末延三次『英米法の研究（下）』（東京大学出版会、1960年）390～395頁。

を有するといえる⁴⁵。労働者規制法に関する訴訟は、ほとんど治安判事によって処理されたが、場合によっては、国王裁判所、すなわち人民間訴訟裁判所と王座裁判所に移送された。

治安判事による審理は、年間4回開かれる地域の四季裁判所で陪審員出席のもとで行われた。本法には訴訟手続の定めはないが、通常、原告の訴えがあると、被告に対する拘引令状が発せられ、州長官が正直かつ遵法な男性である24又は20名の陪審員を各百戸邑から召喚し、治安官と保安官補も召喚される。期日には、治安判事2、3名が出廷し、全ての又は場合によっては12名の陪審員が治安判事らの前で宣誓し、法令違反の審理を命ぜられ、治安官らは法令上の義務の遂行を命じられた⁴⁶。

(6) 同法違反に見られる雇用事情

上記のような1349年・1351年労働者規制法の強制就労条項、離脱禁止条項及び賃金条項・価格条項は、労働賃金（報酬）の高騰を抑え、就労を強制し、賃金（報酬）額を固定する点で後述するエリザベス職人・徒弟規制法や一連の主従法（Acts of Master and Servant）と共通性を有する。なお、上記の賃金の上限規制は、後に制定される1548年法（2 & 3 Ed. 6, c. 5）をはじめとする労働者の賃上げのための共謀を禁止する共謀罪にも連なっている。

労働者規制法が就労強制と賃金規制を導入して以降、それらが実際にどのような事案に適用されたのかを知ることは、雇用環境の変化や同法の実際の意義や役割を知るうえで重要である。岡田教授は、治安判事裁判所（四季裁判所）録に基づいて、次の点を指摘している。すなわち、14世紀後半には過剰賃金がいかにともしがたい一般的趨勢があったこと、賃金条

45 中西洋「日本における『社会政策』=『労働問題』研究の現地点(4)―方法的批判―」東京大学経済学論集40巻4号（1975年）50頁，83頁。

46 Putnam, op.cit., pp. 65-71.

項違反の多くが雇われの職人的労働者ではなく、独立の職人＝手工業者の「日賃金（日当）」であったこと（すなわち、価格規制となっていたこと）、高賃金を求めて「自己の意志」で離村する「自発的浮浪者」が増大していたこと、領主直営地の常雇の年雇奉公人が村を去って日雇いとなる例が多いことなどを明らかにしている。したがって、同法の刑罰を伴った厳しい規制にもかかわらず、高賃金を求める労働者の移動現象と賃金や価格の市場化が並行的に進行する社会経済的な動きを止めることは極めて困難な状況となっていたということができよう。

(7) 同時代の救貧法

上記労働者規制法の(4)の喜捨禁止条項が対象にした乞食に関し、イギリスの最初の救貧法とされる1388年ケンブリッジ法第7号「労働できる物乞いの処罰と不能乞食に対する施し」(Statute of Cambridge, 12 Rich. 2, c. 7)において、より厳しい規制を加えた。すなわち、同法は、物乞いをして歩く労働能力のある者（健常乞食）は適法な証明書を所持せずに百戸邸を出ることはできないとし、また、労働不能の物乞い（不能乞食）は、本法公布時に住んでいた市及びタウン（cities and towns）に留まらなければならず、そこに住んでいなかった場合は、公布から40日以内に、同一百戸邑内の他のタウン又当該乞食が生まれたタウンに移動し、そこに生涯住み続けなければならない、と規定した。労務者（labourers）、奉公人（servant）のみならず、大学の研究者も同様の規制に服したのである。すなわち、労働できる健常乞食（sturdy beggar）と年齢や病弱の不能乞食（impotent beggar）を区別し、奉公人が法的許可なく百戸邸から出ることを禁止し、百戸邑に窮乏者に収容の責任を負わせた。同法は、この他、第3号（12 Rich. 2, c. 3）は、適法な証明書を携帯しない奉公人の地域移動禁止（第3号）、法定賃金違反の処罰（4号）、12歳まで農業関係に従事した者の同業継続強制と技術・手工職への転職禁止（第5号）、労働者の武器携帯禁止

(第6条)等を定めている。

前述したように13世紀ごろには農奴の自由化に伴い、浮浪者や乞食が増加し、治安上問題とされて、浮浪者達の逮捕・投獄が行われていた⁴⁷。しかし、前述の黒死病の大流行によって農村や都市が極端な労働力不足に陥ってからは、健常乞食の処罰と労働力化が重要性を増したと思われる⁴⁸。労働者規制法の喜捨禁止条項は、これに対応するためのものと考えられるし、また、1388年ケンブリッジ法第7号も連動する目的を有するものとみることができる。なお、同法7号は、健常乞食と不能乞食を分け、健常乞食を罰するが、不能乞食に救済を与えることにしたことから、貧民救済の意味を有するものとみることができるから、一般に、イギリスにおける救貧法の起源ともみられているが⁴⁹、同法には、不能乞食救済の具体的実施規定はなく、修道院や教会等の施しに頼るしかなかった。同法7号の法律は、救貧法というよりは、浮浪者規制ないし治安立法の色彩が強く、それが労働力確保や賃金抑制という点で労働者規制法、特に前掲(1)及び(4)とリンクしていたことが重要であると思われる⁵⁰。

第2節 絶対王制期—1563年エリザベス「職人・徒弟規制法」

1 時代的背景

前述したように、12世紀ごろから始まった賦役の金納化は14世紀後半に急速に広がり、15世紀中ごろには後半から貨幣地代が一般化し、地代は相

47 Nicholls, op. cit., pp. 30-36.

48 檜原・前掲書6-7頁。

49 Nicholls, op. cit., p. 59.

50 ウェブ夫妻は、14、15世紀の労働・貧民法は前時代の農奴制に近い状態に引き戻す目的をもっていたとする。S. & B. Webb, *English Local Government: English Poor Law History: Part 1. The Old Poor Law* (Longmans, Green and Company, 1927), p. 25.

対的に低くなり、領主は直営地を農民に貸し出すようになり、その結果、農奴は収穫量を増やして貨幣を蓄えることができるようになった。農民間で保有地の売買、賃貸が行われ、保有地を増やした富農が貧農を賃労働者として雇用したり、小作人 (tenant farming) にしたりするようになり、広大な農地を保有する者も現れた。こうした中で農奴の賦役又は貢納に依存してきた荘園制は崩壊に向かった。これを推進したのが、国王、貴族、修道院のほかジェントリ (貴族以外の地主層)、さらには独立自営農 (ヨーマン) であり、彼らは農民保有地を囲い込んで大規模な牧羊業をはじめ、15世紀末の第一次囲い込み運動が開始された⁵¹。この囲い込みは、当時勃興しつつあった毛織物工業に羊毛の原料を供給するためであったが、共同耕作地が牧場にされると、耕作人はその保有農地から追放された。すなわち、共同耕作地が囲い込まれると、少数の羊飼いのための仕事しかなくなって、耕作のために必要とされた多くの小作人は不要となり、保有地から追放され、貧民化・浮浪民化し、又は、都市に移って賃金労働者となった。さらに、15世紀後半から人口が増加し始め、1500年～1600年までに75%も増え⁵²、物価が上昇し、生活困窮世帯が増加してきた⁵³。他方、15世紀末には、毛織物工業は、都市から厳しいギルド規制が及ばず、物価の低廉な農村へと移っていた。特に、イングランド西・南部では、13世紀には農民の副業として、紡糸、織布業が発展したが、14世紀には縮絨業が発展し、15世紀後半にイングランドの毛織物製品の3分の1を生産するに至った。こうした中で、都市の毛織物関係のクラフト・ギルドが市外における毛織製造の拡散を防止しようとするが、多くの縮絨工が都市ギルド規

51 大野・前掲書114頁-116頁。

52 高木正道「近世ヨーロッパの人口動態 (1500～1800年)」*静大経済研究* 4巻2号 (1999年) 147頁以下。

53 山本真実「イギリスの児童養護施設の変遷(1)」*淑徳大学社会学研究紀要* 37号 (2003年) 55頁以下。

制を逃れて農村に流出していった⁵⁴。

毛織物工業の発展する中で、ヘンリー4世は、1407年、ロンドンを中心に商人たちが組織した貿易商人のギルド、冒険商人組合 (Merchants Adventurers' Company) に特許状を与えて毛織物輸出を独占させ、ヘンリー7世は、1485年、絶対王政を確立すべく、封建貴族の勢力基盤をなす家臣団の解散を行い、教会特権の制限を制限するとともに、商人の支持を得て重商主義政策を実施した。さらに、16世紀初頭に即位したヘンリー8世は、ローマ教皇の支配下であり、聖職貴族として「王国の3分の1を手中に収め」ていると嘆かれていたほどの権力を有する司教や修道院長を擁する教会や修道院を国王の支配下に移すべく、1534年に国王至上法 (26 Hen. 8, c. 1) を発布し、ローマ教会から独立し、修道院を解散させた。この宗教改革に反対する者を処罰するために高等宗務官裁判所 (Court of the High Commission) を設置した。修道院が有していた膨大な土地は没収され、やがて国王から企業的なジェントリやヨーマンに売り渡されていった⁵⁵。こうして、ヘンリー8世によって絶対王政がほぼ確立した。

その後王位を継承したエリザベス1世は、即位直後、1558年国王至上法 (1 Eliz. 1, c. 1) (ヘンリ8世治世下の法の復活) と1559年礼拝統一法 (1 Eliz. 1, c. 2) を制定し、これらの法律の違反と宗教的犯罪を高等宗務官裁判所に審問させた。国王は、イギリスの唯一最高の統治者となり、宗教上も、1563年にイギリス国教会を確立して、ローマ教会から独立した。エリザベス1世は、カトリック聖職者たちを中心とするカトリック勢力と結びついた貴族やジェントルマン等の封建勢力を壊滅させる必要から、同勢力の中心にあったカトリック教徒、スコットランド女王メアリを叛逆罪で処刑し、当時、1588年には無敵とされていたカトリック国、スペインの無敵艦隊を破って、絶対王政を確立した。

54 出羽・前掲論文22～25頁。

55 青山吉信・今井宏編『解説イギリス史』(有斐閣, 1982年) 142頁。

エリザベス1世は、経済においては、重商主義をさらに進め、貿易会社をはじめ、石炭、鉄山、製塩、ガラス、鉄鋼等の新工業の育成のためとして、王室に近い貴族、官僚、商人等に独占権を付与した⁵⁶。ところで、12世紀後半に増加してきたクラフト・ギルドは、15世紀には衰退し始め、16世紀中葉には都市ギルドの危機が全面化していた⁵⁷。イギリスの代表的経済史学者、アンウィンによれば、それは、主に3つの原因によるとされている。第1に、製品の製造工程の分化に従い、クラフトが分化し、独立の手工業者が複数工程の一部のみを行うようになり、複数のクラフト・ギルドが合同するようになった。第2に、各ギルド内部において、独立の手工業者間の競争などから、富裕な商人的手工業者と手工業生産のみに留まる手工業者との分化が起り、独立した親方になれない雇職人が商人や商人的手工業者に支配されていった。第3に、16世紀の海外貿易の発展による商業活動の拡大の中で、商業的なギルドがクラフト・ギルドを吸収していった⁵⁸。

2 1563年エリザベス「職人・徒弟規制法」

上記のように、エリザベス1世が統治を開始した頃は、農村地域では、毛織物関連のマニュファクチャーが発展し、農業が疲弊し、農村から都市への労働力が流出が止まらず、また都市では、各種手工業の生産工程の分化やクラフト・ギルド内の親方職人の分化が進んでクラフト・ギルドの衰退が明らかになってきた時代であった。こうしたなかで、大規模なスケールの二つの立法が行われた。一つは、労働政策に関する法律であり、もう

56 大野・前掲書141-143頁。

57 岡田・前掲書229頁。

58 G. Uwin, *Industrial Organization in the Sixteenth and Seventeenth Centuries* (Clarendon Press, 1904), pp. 15-102. 武居・前掲書205~218頁. 坂巻清「イギリスの於けるクラフト・ギルドの崩壊過程(上)」東北大学研究年報「経済学」35巻1号(1973年)1~7頁。

一つは救貧政策に関する法律である。1563年職人・徒弟規制法 (Statute of Artificers, 1563, 5 Eliz. 1, c. 4) 及び1601年救貧法 (Act for the Reliefe of the Poore, 43 Eliz. I, c. 2 (1601)) に至るまでの一連の救貧法がそれである。ここでは、1563年法の内容を検討する。

(2) 1563年法の内容

1) 同法の序文

同法は、序文において、その立法趣旨を次のように定めている。すなわち、各種の手工業のみならず農業における徒弟、奉公人 (servant)、労働者 (labourer) の賃金と諸規則の維持・廃止 (departing) に関する多くの法律が現存しているものの、部分的には、それらの様々な法律の中に見られる不完全さや矛盾及びそれらの法律の数の多さや多様性のため、そして主に、それらの法律の多くによって規制され、格付けされてきた奉公人や労働者の賃金と手当額が、それらの奉公人や労働者のすべての物の価格の上昇に対して、様々なところにおいて、今日では低くかつ不適切であるため、それらの法律が貧しい労働者や使用人 (hired man) の大きな嘆きや負担なしにはうまく具合に適切に実施できなくなった。それらの法律は、制定時においては、本国家にとって非常に利益になると考えられたのであるから、それらの法律の維持すべき多く実質を整理して単独の法律とし、そこに徒弟、奉公人及び労働者の賃金その他の諸規則を定めかつ制限する統一的秩序を定められるならば、同法は、その適切な実施により、怠惰をなくし、農業を発展させ、不況のときも好況のときも適切な賃率を被用者に与えることが期待される、と定めている。その上で、同法第1条は、奉公人、労働者 (workman)、職人、徒弟、労働者の賃金と雇用に関する従来の法律はこの法律に反する限り廃止される、としたのである。

この序文は、労働者規制法以来の制定法による労働者の賃金規制が十分に機能しなくなっていたこと、農業の発展に支障が生じていたこと、労働

者の怠惰が蔓延していたことを物語っている。この法律は、労働者規制法を含む制定法の継続すべき実質を維持しながら、新たに制定されたものであるから、特に、労働者規制法との違いに留意しながら、その具体的な内容をみる必要がある。

2) 強制的契約条件・就労条項

衣類、毛織物、縫製、縮絨、染物、靴下、仕立、製靴、製革、はんだ、製パン、鍛冶、拍車製造、ペダル製造、製帽、肉屋等の特定の専門的職業 (sciences, craftes, mysteries or arts) の奉公人は期間1年(年期)で雇われる (retayned, hired or taken into service) (第2条)。30歳以下の未婚で3年以上特定の手工業に従事し、年間40シリング以上の世襲又は終身の膳本保有地又は自由保有地、もしくは10ポンド以上の動産を有しない者が雇用されていない場合には、かつて従事していた職業に年期で就労することを強制される(3条)。適法に雇用されていない12歳以上60歳未満の適法に雇用されず、徒弟にもなっておらず、大学の学生又は研究者でもなく、年40シリング以上の土地又は40ポンド以上の動産を有しない者は、年季で農業労働に就労することを強制される(5条)。干し草又は穀物の収穫期においては、治安判事及び警察官その他の町の高官の裁量に基づいて、刈り入れ運搬などの労働に適する職人その他の者に日決め就労を命じることができる(第15条)。

日給又は週給で雇われた職人及び労務者 (labourer) は、3月中旬から9月中旬までの間、朝5時前から夜7時・8時まで2時間半以内の朝食、夕食及び飲水の時を除き職場を離れてはならない。9月中旬から3月中旬までの間、朝食と夕食の時を除き早朝から夜まで職場を離れてはならない。これに反すれば、欠勤1時間ごとに1ペンス賃金から控除される(第9条)。

この強制的労働条件・就労条項は、労働者規制法の強制就労規定を引き

継ぐものといえそうであるが、年齢が12歳から60歳に限定されていること、一定の財産がある者、学生や徒弟が農業強制就労の対象とされていないこと、専門的職業の奉公人（手工業的職人）の雇用は1年の年季に固定されること、日給・週給労働者の就労時間帯まで強制していること等、労働者規制法と異なった内容となっている。なお、後にみるように、「身体健全にして労働可能な」労働者の就労強制は、救貧法制上も、1531年及び1536年浮浪者及び乞食処罰法（後掲）によって始まっており、また、後者の法律では、物乞いする児童の農業労働・職業への徒弟労働強制が定められていたことから、本条は、救貧法上の浮浪化防止対策、治安維持対策と接点を有するものと解される⁵⁹。

3) 職場放棄・解雇規制条項

年季奉公人は、その1年の期間途中、治安判事によって合理的な理由があると認められない限り、雇主によって解雇され、又は自ら雇用を放棄することはできない。また、その1年の期間の満了時に終了させる場合においても、その相手方にその満了以前に3か月の予告を与える必要がある（第4条）。雇主がその年季奉公人を1年の年季期間の途中で3か月の予告を与えずに年季期間満了時に解雇することは、治安判事によって合理的な理由があると認められない限り、許されない。これに違反して奉公人を不当に解雇した雇主は、40シリングを没収される。また、奉公人が3か月の予告を与えず、1年の期間満了時に、その雇主の職場を放棄しもしくは本法又は約定の賃金で働くことを拒否することは、治安判事によって合理的な理由があると認められない限り、許されない。これに違反した奉公人は、その仕事を完了することを約束するまで投獄される（第6条）。

なお、労働者規制法は、労働者の合意された期間の満了前の職場放棄を

59 岡田・前掲書122頁。

禁止するだけであったが、本法は、年季奉公人に関しては、1年の期間満了時により雇用を終了させる場合においても、3か月の予告期間を置くことが労働者のみならず、使用者にも義務付けていることに留意する必要がある。これは、年季雇用を明確化するとともに、次期雇用の有無を明確にして雇用を安定させる趣旨とみることができると思われる。

4) 地域移動制限条項

農業又は上記の専門的職業に年季で雇われていた者が、その期間満了後にその職場のある町又は教区又はその百戸邨等の行政区又はその州を離れて他の百戸邑等の行政区、州で就労する場合には、その者が以前雇用されていた町又は教区、その百戸邨等の行政区又はその州の印章が付された証明書を持していなければならない(第7条)。証明書を提出しない者は証明書を入手するまで投獄され、21日以内にそれができない場合には、浮浪者としてむち打ちされる。証明書を提出しない者を雇っている者は5ポンドを没収される(第8条)。労働者規制法には、地域移動制限条項は置かれていなかったが、すでに前掲1388年ケンブリッジ法第3号には、本条と同様の条項が置かれており、各行政区ごとの移動許可なしに移動することを禁止されていたことをからみて、これらの規定は、農業労働者、手工業労働者の如何を問わず、労働者を居住行政区に固定することにより地域の労働力の安定化を図り、同時に、労働者の浮浪化を防止しようとするものといえる。その意味で、後に見る当時の救貧法と相補関係に立っている。また、当時の浮浪者の多くは、日雇労働者となって高い賃金を求めて有利な地域に移動するためのものであったから⁶⁰、労働力の農村・都市間移動規制のみならず、賃金上昇を規制する目的を有するものといえる。

60 岡田・前掲書74頁。

5) 賃金（報酬）額の決定条項

奉公人、職人、農夫 (husbandmen)、労務者 (labourers) 及び労働者 (workmen) の賃金（報酬）額は、毎年、治安判事によって決められる。すなわち、「治安判事たちは、毎年、イースター後の最初の総会に集まって、そのカウンティ、市又はタウンにおいて会うべきと考える思慮深い高潔な人々を召喚し、好不況その他思慮する必要がある事情を協議して」、年、日、週、月その他の単位で、賃金を決定するその市や町の適切な人々を召喚して職人、手作業職人、農夫、その他の労務者、奉公人又は労働者の賃金を制限し、評価し、裁定する。そこで、決められた賃金額は、女王の名のもとにすべての者に公布される（第11条）。この公布された賃金額より高い賃金を支払い又は受領した者は罰せられる。支払った者は、10日間の投獄と5ポンドの罰金の刑を、また受け取った者は、21日の投獄刑を科せられる。そして、上限を超える契約はすべて無効とされる（第13条）。なお、本法の規制対象が独立自営業者である職人を含む以上、本法でいう「賃金 (wages)」には、いわゆる被用者の賃金のみではなく、「工賃」又は「手間賃」と呼ぶにふさわしい報酬も含まれるといわなければならない。

労働者規制法では、賃金は慣行的賃金に固定されていたが、その後、1388年ケンブリッジ法第4号 (Rich. 2, c. 4) により、賃金の法定上限額が導入され、一時、賃金裁定制がとられたこともあったが、基本的には法定賃金制がとられていた⁶¹。これに対し、本条は、各地域の治安判事が物価事情を考慮して、毎年1回、その地域ごとに最高限度額を裁定するという賃金裁定制＝賃金スライド制を採るに至ったのである。本条に関しては、その適用範囲が「すべての荘園の職人、男性労働者及び女性労働者」を含むのかそれとも「農業に従事するような者」のみなのかを疑う余地があった。この疑念を取り除くため、1593年には、毛織物工業に従事する者に対

61 岡田・前掲書124頁。

する最低賃率を固定する法案が作られたことがあったが、同法案は最高賃金ではなく最低賃金を定めるという特徴を有した。同法案は法律とはならなかったが、その後制定された1598年職人規制法（(39 Eliz. 1, c. 12)は、治安判事の賃金裁定の適用を「すべての労務者 (labourer), 織布工 (weaver), 紡糸工 (spinster), 男女労働者 (workmen or workwomen)」に適用されると定め、さらに1064年職人規制法説明法 (1 James 1, c. 6) は、毛織物工業においては、織元 (clothier) は治安判事の賃金裁定額以上の賃金を支払わなければ罰せられること及び治安判事たる織元は、織物製造に依存する織布工, 紡糸工, その他職人の賃金査定者となれないと定めた (7条及び9条)。すなわち、毛織工業には、最低賃金制がとられたのである⁶²。このことは、賃金額の決定がいわば賃金の市場化していることを公認するものであるといえるのである⁶³。なお、当時のイングランド南部のある州の賃金裁定上の賃金稼得者は、年雇・日雇農業労働者、日雇就労の独立職人、年雇の雇職人、前貸問屋制下請け賃加工者 (織布工, 紡糸工) に区分されていたとされる⁶⁴。

6) 徒弟に関する規定

1563年法の特徴の一つは、12世紀のギルドの誕生とともに発展してきた徒弟制に関し、徒弟の資格、契約、期間、雇用強制、就労強制を詳細に定めたことである。貿易上の優位を得るためには、職人技能の向上が必要とされていたことはいうまでもない⁶⁵。しかし、それだけではなく、次のような事情があった。すなわち、徒弟制の強制が本節の1で述べたように、

62 E. Lipson, *The Economic History of England* (London, 1931), pp. 253-4. この立法の社会経済的背景については、岡田・前掲書152~163を参照。

63 中西・前掲論文86頁。

64 岡田・前掲書193頁。

65 Dunlop and Denman, *A History of English Apprenticeship & Child Labour* (Macmillan, 1912), p. 61.

商工業人口の増大あるいは都市のギルド職人の農村への流失、さらには、都市ギルドにより、15世紀にはクラフト・ギルドの衰退が始まっていた。1563年法の徒弟に関する諸規定は、岡田教授によれば、一方で、農村地域に手工業が発展し、同地域の正規の徒弟制をもたない織元の徒弟数が増加し、それらの未熟練職人が都市に流入して、都市の熟練職人の失業と彼らの農村へ流失して都市を衰退させ、他方で、農村の手工業化が農業労働者を減少させ、農民層の抵抗力を増大させて、封建的土地所有制度を期待に陥れること、を抑止する目的があったとされる⁶⁶。そして、そのことは、同時に、職人の失業や救貧化の防止とも結びついていた⁶⁷。

(a) 徒弟期間・資格

自治都市 (cities and towne corporate) に居住する24歳以上の親方たる如何なる者も、就労していない自由民の子弟 (男子, 以下同じ。) をロンドン市の慣習と条例 (custom and order) に従って手工業職 (mystery arte and manuell occupation) に7年間従事し拘束される徒弟として採用し維持することができる。そして、少なくとも24歳になるまでは徒弟期間を終えることはできない (第19条)。自治都市において、貿易商、絹織物商、毛織物商等を適法に営む者は、その子弟を除き、年収最低40シリングの価値ある自由保有地を所有する者 (ヨーマンに該当する者と思われる) の子弟以外は徒弟とすることができない (第20条)。市場町 (market town) において同様の職業を営む者は、その子弟を除き、年収最低3ポンドの価値ある自由保有地を所有する者の子弟以外は徒弟とすることができない (第22条)。鍛冶屋、車大工 (whelewright)、犁工、水車工、大工、蹄鉄工、石工等に従事している者は、父親又は母親が自由保有地を有していない子弟を徒弟とすることができる (23条)。7年間の徒弟就労をしていない者

66 岡田・前掲書231頁。

67 Dunlop and Denman, op. cit., p. 61-62.

は、イングランド及びウエールズにおける手工業に適法に職に就くことはできない（第24条）。自治都市又は市場町以外の場所において毛織物織布職に従事する者は、年収最低3ポンドの価値ある自由保有地を有する者の子弟以外は徒弟とすることができない（第25条）。

イングランドにおける徒弟制の歴史は、12世紀ごろまで遡るともいわれる。しかし、本法制定までには、一定期間の徒弟就業が、特定のギルドに加入する条件とされていた⁶⁸。1261年には、ロンドン馬具指物師の規約が徒弟期間を7年と定めたが⁶⁹、法律が徒弟の期間や就業資格を最初に定めたのは、1551年毛織物工業規制法（5 & 6 Edw. 6, c. 8）をはじめとする一連の個別法であった。ギルド本法は、それを強制的に全産業部門に拡張したものである⁷⁰。もっとも、本法の徒弟期間7年の定めは、その解釈上、適用範囲は市場市に限られており、農村部では、各々の職業について、住民の便宜のため必要であれば、7年の徒弟就業を必要としないとされていたとされる⁷¹。本法は、徒弟に関する条項を定めるものの、職人にギルドメンバーになることを強制する規定はない⁷²。なお、徒弟期間満了に24歳の最低年齢制限を課したのは、ロンドンの諸ギルドが行った1556年の同旨の決定を法定化したものとされる⁷³。

また、本法は、自治都市、市場町、それ以外の地域を区分し、クラフトごとに、その徒弟となり得る子弟をその親の土地保有レベルで区別した。これにより、一定以上の土地保有者の子弟のみが、農業等への強制就労規

68 岡田・前掲書229頁。

69 Dunlop and Denman, *op. cit.*, p. 29.

70 岡田・前掲書133頁。

71 Adam Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, Vol. 1 (1st ed.) (London, 1776), p. 149.

72 なお、ロンドンの一定職種に限って強制した制定法がごく例外的に制定されることがあった (Heckscher, *Mercantilism*, Vol. 1 (London, 1931), pp. 233-4)。

73 K. D. M. Snell, *Annals of the Labouring Poor: Social Change and Agrarian England 1660-1900* (Cambridge, 1985), p. 228.

定を免除され、都市で徒弟となり得ることになり、その土地保有要件を充たさない子弟が徒弟になれるのは、農村関連の職業のみとされた。手工業者の子供が農夫や労務者 (labourer) になるより、農夫や労務者の子供が農夫や労働者になる方が容易であるから、農業労働者の子供に手工業を習わせれば、手工業者の子供が怠け者や浮浪者になると考えられていたという⁷⁴。この規定により、農村の子弟が都市に出て職人になる道は閉ざされることになった。農村の若年労働力の都市への移動、都市の若年労働力の浮浪化を防止するとともに、都市のクラフト・ギルドの衰退を防止する意図があったと思われる。

(b) 徒弟契約の効力

徒弟の採用・維持に関するすべての歯形捺印証書 (indenture), 「契約 (covenant)」, 約束 (promise) 及び合意 (bargain) は、本法によって制限され、規定され、指定されたかたちで作成されたものでない限り、あらゆる趣旨、目的に照らして、明らかに法的に無効となる。そして、本法の趣旨 (tenour) と正確な意味に反して徒弟を採用し維持する者は、その徒弟 1 人につき 10 ポンドを没収されることになる (第 34 条)。本法の趣旨及び形式に従った数次の歯形捺印証書によって手工業の徒弟義務を負う 21 歳以下の者は、それらの歯形捺印証書の期間徒弟の義務を負う (第 35 条)。Smith v. Birch 事件 (M. 1 G2., 1 Sess. Cas. 222) において、21 歳未満の者を徒弟として拘束するには、歯形捺印証書が必要であり、平型捺印証書 (一方当事者の署名のみによるもの) では足りないと言われた⁷⁵。本条は、クラフト・ギルドの徒弟契約締結の慣行を強行法規化して強制し、徒弟制

74 G. Uwin, *Industrial Organization in the Sixteenth and Seventeenth Centuries* (Clarendon Press, 1904), p. 138.

75 R. Burn, *The Justice of the Peace and Parish Officer*, Vol. 1 (23rd ed.) (London, 1820), p. 91.

を前提とするクラフト・ギルドを補強しようとするものであるが、農村工業内部の正規の徒弟就業を終えない職人の下における徒弟制度の拡散を防ぐ目的もあったと思われる⁷⁶。

(c) 徒弟雇用制限と職人雇用強制

手工業職又は毛織製造業、縮絨工、織毛工、仕立工もしくは製靴工の職業において、3人の徒弟を有する者は、その1人を職人とし、3人を超える徒弟を有する場合はその徒弟1人ごとに1人の職人を雇用しなければならない(第26条)。この規定は、クラフト・ギルドの保護のために手工業の徒弟の数を規制するとともに、前記の2)と同様に、上記救貧法と共通して、職人の失業、若年労働力の浮浪者化を防止する目的があったと思われる⁷⁷。

(d) 徒弟就労強制

農業・耕作地をよくするためであれば、最低60エーカーの世帯主は、10歳以上の児童は、歯形捺印証書に基づき、少なくとも21歳まで徒弟として雇用することができる(18条)。21歳以下の者が、耕作地の最低60エーカー(half plougheland)を所有する世帯主によってその徒弟となることを要求され、これを拒否する場合は、その世帯主の申立により、治安判事が徒弟となることを妥当と判断すれば、その者は要求に応じるまで投獄される。また、治安判事は、雇主の徒弟に対する虐待や徒弟の義務の不履行に関する争いを解決し、また徒弟関係を解消させあるいは徒弟の非違行為を処罰することができる(第28条及び第29条)。この徒弟制度は、いわゆるクラフト・ギルドの徒弟制とは性質を異にするものであり、不足する農業労働者の確保を目的とするものと考えられるが⁷⁸、当時行われていたと思われ

76 岡田・前掲書231頁。

77 岡田・前掲書135頁。

る児童の単なるチープレー・レーバーとしての酷使を防ぐ目的もあったのであろう。もっとも、この規定の実施例はあまり知られていないとされる⁷⁹。これらの規定が後述する1536年浮浪者及び乞食処罰法の徒弟強制の規定とどのような関係にあるのか明らかではない⁸⁰。

(e) 地域移動制限

農業及び所定の職業に従事する奉公人と徒弟がその雇主から違法に逃れて他の州に移動する場合には、治安判事が逮捕状を発行して、その者が元の雇主のところで誠実に就労する保証が得られるまで投獄される（第39条）。主に農村地域の労働力の安定化を図り、同時に、労働者の浮浪化を防止しようとするものといえる。

3 職人・徒弟規制法とエリザベス救貧法の意義

以上のような内容の1563年職人・徒弟規制法の特徴は、次のように要約できる。

- ①強制就労条項及び徒弟就労強制は農業が中心で手工業は第3条があるだけで、基本的に農業のための労働力確保が中心的目的となっている⁸¹。その意味では、職人・徒弟規制法は労働者規制法を承継している。
- ②農村から都市への移動を厳しく制限している。
- ③賃金規制は、慣行的賃金を強制する労働者規制法と異なり、賃金額の裁定が治安判事に委ねている。
- ④農業と都市の商業・手工業を明確に区別して規定されており、また自治

78 岡田・前掲書同頁。

79 Dunlop and Denman, op. cit., pp. 97-8.

80 M. G. Davies, the Enforcement of English Apprenticeship (Harverd Univ. Press, 1956), pp. 12-13.

81 岡田・前掲書112頁、田中豊治『イギリス絶対王政の産業構造』（岩波書店、1968年）19頁。

都市と市場町とで区別され、一定規模以上の自由保有地を有する者以外の農民の子弟が徒弟となることが厳しく制限されている。徒弟の資格は、農業、農村関連職種（鍛冶屋、車大工、犁工等）、営業者（貿易商、絹織物商、毛織物商等）及びそれ以外の商工業職等に分けて異なった定めがなされている⁸²。

こうした特徴を有する職人・徒弟規制法の立法目的はどのようなものだったのであろうか。岡田教授は、中世的な「秩序の維持は、農本主義を基調としつつ、慣習と伝統の墨守の上に、社会の全員を特定身分ないし職業に固定化することによって達成されるもの」とする絶対王政の経済政策の下で、同法の目的を「労働力を農業に緊縛する反面、既存の工業を全国的なギルド規制のもとに緊縛して、工業の現水準以上の発展を阻止しようとするものと捉え⁸³、また、田中教授は、「変化しつつある社会的階層関係を結集させ、輸出貿易商層および輸出向け産業（特に毛織物工業）の組織者達を頂点とし、龐大な農業従事者を底辺とした職業的身分構成の固定化……の確立、まさに『都市』的支配の強化のための『固定的農業社会』の実現を目標とするものと解している⁸⁴。いずれの見解も、農業を基礎とした産業政策発展という側面を強調している。そこには、同法が「当時のイギリス社会全般に繰り広げられた危機的様相すなわち下からの小ブルジョワ・ブルジョワの経済の澎湃たる発展⁸⁵、すなわち、「下からの資本主義化⁸⁶」を阻止する目的を有していたとの認識があるからである。

この認識は、イギリスの代表的経済史学者、アンウィン教授のそれと共通している。すなわち、『徒弟法』は、大部分がすでに過去のものとなっ

82 田中・前掲書16頁。

83 岡田・前掲書141頁。

84 田中・前掲書69～71頁。

85 田中・前掲書71頁。

86 石田眞『近代雇用契約の形成過程』（日本評論社、1994年）29頁。

ている事物の状態を固定し永久化しようとする無益な努力を示すものであった。……労働と資本とはこれまでにない可動性を獲得し、住民は、生産のより広域的な経済性の要求に応じて、それまでの固定的な居住地と雇用の慣習的諸形態を捨てつつあった。……イングランドの最大の製造業は自由と物価の低廉さを求めて、古くからの立地であった特権都市を離れつつあり、製造業は、農村地域の自由と低廉さを求めて、古くからの立地であった特権を与えられた都市やバラ (borough) を離れつつあり、将来の大規模工業の中心を多くの繁栄していた村や特権を認められていなかった市場町に探す必要があった。」と論じている⁸⁷。

そして、同教授は、職人・徒弟規制法は、「あらゆる地域……を単一の法体系の適用の下に置き、農業、工業、商業のいずれに従事するかを問わず、あらゆる階級の勤労者の諸関係を、一つの統一的な制度の枠組みの中で各階級にそれぞれふさわしい地位を割り当てることによって規制し、そして最後に、雇用状態の定期的調整によって、この制度を均衡のとれた状態において維持する機構を作り出そうとする、壮大な試みであった。」としている⁸⁸。

要するに、同法は、当時の農本経済下で、農村地域において十分な農業労働者を確保し、都市地域において良質の工業労働者の確保し、労働者の身分や賃金の固定化して、農業と商工業を含む産業全体を安定的に発展させる目的をもっていたものとみることができる。

4 同時代の救貧法

チューダー朝下では、多くの救貧法が制定されたが、とりわけ、1601年法 (Act for the Reliefe of the Poor, 43 Eliz. I, c. 2 (1601)) は、それまでの一連の法律を統一的に定めたものであるといえる。そして、同法は、職

87 Unwin, op. cit., p. 139.

88 Ibid.

人・徒弟規制法と密接な関係を有することが窺われる。事実、これらの二つの法律は、農村人口の不安定化、貧困と失業の増加及び産業技術の縮小又はその恐れを生じしめる都市崩壊と社会不安という当時の社会経済的な問題の解決策を包含していたといわれる⁸⁹。そこで、同法とその前後に制定された救貧法を概観する。

1) 健全乞食に対する厳罰

15世紀後半には、急速な労働人口の増加や第一次困い込み運動の結果、農村地域からの都市への移動や都市での失業の増大により浮浪者や乞食が増加し、人々の貧困化が進んだ⁹⁰。チューダー朝の初めの頃には、ロンドンには貧困人口が集中し、浮浪者が蔓延る状態になった。このため、国家の浮浪者対策が益々深刻に必要とされるようになった。ヘンリー7世の治世には、1494年の浮浪者及び乞食処罰法 (Vagabonds and Beggars Act, 1494, 11 Hen. 7, c. 2) が「浮浪者 (vagabond), 忘れ者及び不信者 (suspected person) は、三日三晩晒し台に処し、パンと水以外の食べ物を与えず、町から追放する。働くことのできる全ての物乞いは、その者が最後に居住しよりもっともよく知られもしくは出生した百戸邑に戻らされ、前述の苦役 (pain) に置かれる。」と定めた。

そして、ヘンリー8世の治世には、修道僧の教会及び修道院を解散されたことから、従来教会が行っていた救貧事業を国家が自ら行うようになっていった。その過程で、法は、浮浪者・乞食を健全者と労働不能者とに明確に区別して対応するようになっていった。まず、1531年浮浪者及び乞食処罰法 (Statute concerning the Punishment of Beggars and Vagabonds, 22 Hen. 8, c. 12) は、一方で、身体健全にして労働可能である者は「雇主がなく、……何らの適法な商売 (marchaundyse)、技術又は手工をなさず、

89 Dunlop and Denman, op. cit., p. 61.

90 田代不二男『英國の救貧制度—成立と發展』(有斐閣, 1958年) 14頁-15頁。

……放浪しており、どのように適法に生計の資を得ているかを説明できない場合には、全ての町、教区及び村の治安官 (constable)、その他の王の臣民は、その該浮浪者及び怠惰者を捕らえて、治安判事 (Justice of peace)、上級治安官 (high constable)、市長又は執行吏 (baylyffe) のもとに連行すべきであり、彼らの自由裁量により……荷馬車の端に裸で縛りつけて、町のなかをあるいはその他の場所を引廻して、躰が血だらけになるまでむち打たせ、このような処罰を受けた後、彼は直ちに出生地又は直近3年間の居住地へ戻って、正常人が当然労働に服することを誓わせるべきである」(第3条)と定めた。しかし、他方で、治安判事や市長等に、高齢又は不能の貧民を調査し、その名前を登録し、それらの者に一定の範囲内で乞食を行うことを許可する権限を与えた(第1条)。

2) 労働不能者に対する救貧策

さらに、1536年には、健常の浮浪者及び乞食処罰法 (Act for Punysshement of Sturdy Vacabundes and Beggars, 28 Hen. 8, c. 25 (1536)) が制定された。それまで教会が負担していた責任を自治都市の市長等の上級役人と教区委員が負わざるを得なくなっていた。同法は、これらの役人が「善良なキリスト教の慈善かつ任意の布施を日曜日その他の祝日毎に箱に集めて、就労不能な貧しい、不能な、足の不自由な又は病気の人が、公に物乞いをせざるを得なくならないようにするため、与えられ、助けられかつ救済されるように」、「人々が良心的で慈善的な施し物と抛出を惜しみなく気前よく与えるように説得し、働きかけ、促し、呼びかけ」ことを命じた。また、同法は、「十分に働くことができる元気で丈夫な人は毎日労働を継続することができるので、それらの人の誰もが自分自身でその富と生計を得ることができるように」しなければならないと定め、役人たちに仕事を探し又は創り出す責任を課したのであり、これは従来になかった失業政策責任を課したものと見えるであろう。この違反があった場合には、

それらの上級役人達は月20シリングを没収される（第4条）。ここに、明確な形で、救貧法の貧民救済法的な萌芽がみられた⁹¹。換言すれば、これまでの法律は、救貧立法というよりは、純粹に貧民抑圧立法だったのである。

しかし、他方で、1936年法も健全な乞食・浮浪者に対しては、従来の貧民によくある立法よりさらに厳しい制裁を与えた。すなわち、逮捕、鞭打ちの上、市、区、町、百戸邨又は教区に戻された無頼漢（ruffeler）、健全な浮浪者及び元気な乞食（valiaunt begger）が、ぶらぶら歩き回り、怠惰に遊び回り、命ぜられた仕事を故意に休んだ場合には、逮捕されて治安判事のもとで放浪と浮浪の継続を審査したうえ、再度むち打ちし、国家の善良な秩序の侮辱者としての永久の印として、右耳の上部軟骨を切り落とされる（第10条）。

3) 乞食に対する施しの規制

1536年法は、また、如何なる者も同法の目的のために役人の使用する共同箱への布施以外に、共同又は公の布施を行いもしくは金銭を与えてはならず、これに違反するとその金銭の10倍の罰金に処せられる（同法第13条）、役人は、自身が集めた金銭の全額とそれをどのように使用したかを報告しなければならないと定めた（第14条）。

4) 怠惰な児童の強制奉公

同法は、また、後の教区徒弟に繋がる規定を定めた。市長、長老市会議員、治安判事等上級役人は、明らかな病気もないのに物乞いをしたり怠惰にしている5歳から14歳までの児童を逮捕し、農業その他の手仕事や労働を教える親方（master）のところに送り、それによって成人になったとき

91 E. Lipson, the Economic History of England, Vol. 3 (7th ed) (London, 1947), p. 416.

に自分の生計を得ることができるようにとし、12歳から16歳までの児童が、正当な理由なく、その奉公を拒否し、又はその奉公を離脱する場合は、逮捕され、公にむち打ちされると定めた（同法第6条）。これは、1563年の徒弟強制的先駆けとみることができるとともに、役人たちに失業対策的な義務を課したといえることができる。

5) 貧困者援護費用の資金調達

以上のように健全な乞食・浮浪者に対する厳罰の反面、貧困者の救援をするとなると、当然、そのための基金の充足が急務であった。従来、救済資金は、上記のような役人による住民からの慈善かつ任意寄付の収集に拠っていたのであるが、それだけでは資金不足は解消されず、住民からの強制的な資金の調達が必要となった。このため、エドワード6世の治世において、各教区において認定貧困者を登録し、その支援に必要な費用を決定しそのための寄付を集める義務を寄付収集人に課する法律（Poor Act 1552, 5 & 6 Edw. 6, c. 2）が定められた。そして、エリザベス1世の治世に入ると、1563年法（1563 Act for the Relief of the Poor, 5 Eliz. 1, c. 3）が救貧献金（救貧税）を拒否する者に対する罰金を決定する権限を治安判事に付与し、1572年法（Vagabonds Act 1572, 14 Eliz. 1, c. 5）が全州の各地域の「高齢者、労働不能者及び病人」を維持する費用を賄うための金額をその地域の住民から徴収する法制度が導入された⁹²。

6) 1601年エリザベス救貧法

エリザベス1世の治世においては、絶対王政の支配の下に、以前の救貧法を整理し体系化する方向に進んだ。すでに、1597-8年法（39 & 40 Eliz. 1, c. 1~c. 6.）において、当時の重要課題を達成するための施策を定める

92 S. & B. Webb, *English Local Government: English Poor Law History: Part 1. The Old Poor Law* (Longmans, Green and Company, 1927), pp. 47-48.

法律が制定された。その課題とは、①都市衰退の防止（法律第1号）、②耕作地の保全（法律第2号）、③低所得者の救済（法律第3号）、④浮浪者と健常乞食の処罰（法律第4号）、⑤貧民のための慈善施設（Hospital）や矯正院（House of Correction）の建設（法律第5号）及び⑥慈善的寄付に関する詐欺・背任の防止（法律第6号）である。このうち、③～⑥は、①及び②の目的達成のための手段として位置付けられるであろう。1601年救貧法（Act for the Relieve of the Poore, 43 Eliz. I, c. 2 (1601)）は、とりわけ、その③を修正する法律である。ここに1531年法に始まる国家による救貧政策の基礎が体系化され、その後、諸々の修正を受けながらも、1948年の国民生活扶助法（National Assistant Act 1948）第1条によって廃止されるまで、その後約350年間効力を有し続けることになる。

まず、同法は、貧民の救済に関しイギリスの地方行政単位である教区の責任を確立した。教区は、働ける貧民に対する救済及び働ける貧民に仕事お与えるために資金を集め行政的救済を直接与えることを義務付けた。国家が廃止された教会による貧民救済に代わったが、従来の仕組みや手続きは維持した。すべての教区に、治安判事の同意を得て、住民に適切に課税して毎週徴収する権限を持つ貧民監督官（overseer）を配置し、治安判事とともに貧民救済に当たさせた（第1条）。貧民救済のための税は、すべての住民に週ごとに課される。課税その他に関し苦情のある者は、四季裁判所において治安判事の命令を求めることができる（第5条）。一つの教区が十分な資金を集められない場合は、治安判事が同一の地域にあるより豊かな他の教区に課税してその資金を足りない教区に与える。課税評価を拒む場合は投獄される（第2条）。

貧民監督官は、両親がその子供を養育できないと考える場合にその子供の仕事を見つけること、自活する手段がなく、生計を立てる日々の仕事がない既婚又は未婚の人々の仕事を見つけること、貧民が仕事のために必要とする材料を供給するためあらゆる人、あらゆる価値あるものに課税する

こと、その他役立つと思うことを行わなければならない（第1条）。地方行政当局は、その教区の不能者と貧民のために住宅を建設する権限を与えられた（第6条）。親子の相互的な法的義務が祖父母と孫にまで拡大される、家族が一時的扶養義務を負うという家族責任を明確にした（同条）。両親が子供の養育ができないと判断した場合、その家族が貧民として救済を受けているか否にかかわらず、治安判事は、男子24歳まで、女子は21歳もしくは結婚するまで、その子を両親から切り離し、徒弟にすることができる（第1条、5条）。職人・徒弟規制法の強制徒弟とリンクするものであるが、本法の徒弟は、いわゆる教区徒弟と呼ばれる。

この徒弟制度は、その後、①金銭的謝礼と引き換えに任意的に扶助と教育を引き受ける雇主に預けるもの、②児童労働を必要とするマニユファクチャーに子供たちを一括して引き渡すもの、③救貧税納入者に罰金をちらつかせて強制的に割り当てるものの3に分かれたといわれる⁹³。このうち、③は、農村地域に多かったとされる。それは、農村では、商工業の特殊技能を必要とする徒弟の必要性はなく貧民児童を救貧税納入者に割り当てたのである。しかし、この割り当ては、引き取り手の雇主の合意を得ずになされたから、四季裁判所で争われることが多かった⁹⁴。②は、18世紀後半に多くなって後の工場法成立の契機となった⁹⁵。①は、謝礼が親ではなく教区から支払われることを除き、通常の徒弟契約による徒弟制と大きな違いはない。しかし、雇主が徒弟に技術指導をすることはほとんどなく、いわゆるチープレーバーとして使用されることが多かった。雇主が徒弟を虐待することも多く、その場合に徒弟契約を解除するには四季裁判所に訴え

93 Webb, *op. cit.*, pp. 196-7.

94 高村象平「英蘭教区徒弟制度管見」三田学会雑誌24巻11号（1930年）99頁以下、104-105頁。

95 小山路男「教区徒弟と工場法—1802年法の救貧法的性格について—」横浜市立大学論叢12巻8号（1961年）24頁以下、同『イギリス救貧法史論』（日本評論新社、1962年）210～226頁。

ることもできるが、徒弟が逃亡するのが一般的だったと思われる。

付言すると、王政復古から名誉革命までの間には、救貧法制に関して、大きな動きがあった。前記1601年救貧法の約60年後のチャールズ2世の治世に、定住法として知られる1662年救貧法（Act for the Better Relief of the Poor of this Realm, 14 Car. 2, c. 12 (1662)）が制定された。この法律は、年10ポンド以下の課税価値しかない借地しか有しない貧民がその教区に迷惑をかけず40日間留まるならばその教区に定住する権利を獲得するとした。40日以内に教区における苦情があった場合には、治安判事がその者を排除し、元の教区に戻すことができる。このため、教区がしばしば貧民を他の教区に送って、40日間隠れているように指示したりしたため、1685年法（1 Jam. 2, c. 17）によって新たに教区に移った者は当該教区に登録することを義務付けられることになった。1662年法は、教区の救貧責任を減らし、働ける貧民を農村に残し都市から遠ざけようとする狙いがあった⁹⁶。実際、同法は、「法律の欠陥の故に、貧民は教区間の移動を制限されず、そのため、彼らはもっとも豊富な資源を有する教区、すなわちもっとも多くの食料又は小屋を建てるための未開地を有する教区に定住しようとし、ほとんどの森は焼かれ、破壊される。そして、それを消費したら、他の教区に移り、遂には無頼漢や浮浪者になってしまい、教区が資源を与えることをひどくディスカレッジしてしまうのである」（第1条）と規定していた。この定住法は、教区徒弟制にも影響を与えた。教区は、金銭的謝礼と引き換えに貧民児童の受入れてくれる者を他の教区の居住者に求めた。当該教区は、他の教区居住者が徒弟を受け入れてくれるなら、その徒弟の将来に対

96 W. P. Quigley, 'Five Hudred Years of English Poor Laws Regulating the Working and Nonworking Poor', *Akron Law Review*, Vol. 30(1), (1997), p. 194. 因みに、前述したように、浮浪者・乞食の地域移動は、従来から原則として禁止され、奉公人等でさえ移動に証明書を要したが、エリザベス救貧法下では、貧民の教区からの移動を禁止する規定はなかった。詳細は、小山・前掲書130～137頁参照。

して責任を免れるからであった⁹⁷。

5 おわりに

以上の考察から、主要な点をまとめると次の通りである。

第1に、1349年・1351年労働者規制法は、①黒死病により不足した労働者の確保、②労働力不足による賃金・物価の高騰の抑制及び③国家的治安の維持を図る目的をもっていたものとみることができる。そして、1388年ケンブリッジ法は、救貧法の萌芽としての側面も有するが、基本的には、①及び③において、労働者規制法と共通する目的をともにしていたものと思われる。労働者規制法は、自由労働者に関して雇用関係が合意によって形成されることを前提としつつも、その条件は同法に定める内容に強制するという形で、農奴に近い身分制的な雇用関係を再構築する目的を有していたとみることのできるであろう⁹⁸。

第2に、1563年職人・徒弟規制法は、第一次囲い込みを経て毛織物工業を中心として商工業が発展・分化した後、重商主義がとられ貿易・商業活動が拡大によって、クラフト・ギルドが商業資本の支配を受けて衰退しつつある中で制定された。同法は、当時の農本経済下で、①農村地域において十分な農業労働者を確保し、②都市地域において良質の工業労働者を確保し、③労働者の身分や賃金を固定化して、農業と商工業を含む産業全体を安定的に発展させる目的をもっていたものとみることができる⁹⁹。そして、チューダー朝下で制定された一連の救貧法は、労働者の職場・地域間の移動規制を通じて、①と③の目的を補助する機能をも担っていたとみる

97 高村・前掲論文116頁。

98 Holdsworth, *A History of English Law*, Vol. 2 (3rd ed.) (London, 1923), p. 459 and Webb, *op. cit.*, p. 25.

99 R.J. Steinfeld, *'Coercion, Contract, and Free Labor in the Nineteenth Century'* (Cambridge, 2001), p. 40.

ことができる。労働立法と救貧立法は、中世期の統一的な労働規制体系を構築していたということもできる¹⁰⁰。

第3に、1349年・1351年労働者規制法は、イングランドにおいて、国家が労働関係の設定・維持やその条件、さらには労働者の移動に関して統一的な規制を定めた最初の立法であった。それ以前は、労働関係は主に領主に委ねられており、法的紛争は百戸邑裁判所や荘園裁判所で処理されていた。同法は、これを国王の任命する治安判事によって処理することができるようにしたことはそれ自体画期的なことであった。訴訟形式は、当時の侵害訴訟と類似した、刑事・民事訴訟の折衷的性格を有していた。また、当時、国王裁判所では口頭の合意は法的拘束性を有しなかったにもかかわらず、捺印証書なしに雇用の合意を強制することを可能にしたことも注目すべきであろう。同法の設けた刑罰的規制手法は、それに代わって制定された1563年職人・徒弟規制法によってもほぼ同様な形で維持された。すなわち、十分な土地を有しない者のうち、職人以外の労働者は就労義務を負い、労働力を必要な使用者は刑罰のサンクションをもって不就労者を就労させることができた。そうした労働者は、農業では1年ごと、その他では1年又はそれ以下の期間ごとに雇用された。その就労義務は刑罰をもって強制され、他の者がその労働者をその就労期間中に雇用することは刑罰をもって禁止され、労働者の賃金額は、法律で定められ又は治安判事によって裁定されていた。

第4に、職人・徒弟規制法の中でも徒弟に関する諸規定は、農村子弟の都市への流出と都市職人の技術の低下を防止することにあつたといえることができる。また、農村の子弟の貧困・浮浪化を防ぐ目的では、当時の救貧法、とりわけ教区徒弟制度と連結する機能も担っていたとみることができよう。

100 Heckscher, *Marchantism* vol. 1 (London, 1931), p. 233.

第5に、チューダー朝以前にも浮浪者や乞食の移動を禁じ治安を守る貧民に関する法律はあったが、老人や無能力者に施与を与えるものではなかった。しかし、チューダー朝が修道院を解散させ、それまで修道院によって行われてきた救貧事業を国家が担うことになり、エリザベス1世の治世に入って、国が教区の税金を通じて救貧者に対する総合的救済を提供するに至り、1601年法によってその体系化が図られた。ここに至って初めて救貧法の名に値するものとなった。

最後に、1349年以来一貫して続けられてきた上記の刑罰を伴う国家統制的な労働立法による硬直的規制は、工業化の急速な展開、とりわけ、前貸問屋制家内工業から資本主義的機械制工業への移行の中で、産業発展の障害となって、その存在自体が有名無実化していった。そして、職人・徒弟規制法の諸規定は、1813年職人賃金等法（Wages, etc. of Artificers, etc. Act 1813）により、また徒弟規制の諸規定は1814年徒弟法（Apprentices Act 1814）によって、遂に廃止されたのであるが、同法は、その後の主従法の諸規定（1875年廃止）、及び救貧法上の定住要件（1834年廃止）とともに、コモン・ロー上の雇用契約の内容に大きな影響を及ぼすことになるのである。この点についての考察は、他日を期したい。